

## 家屋の異動があったときは届け出が必要です

次のようなときは、「家屋異動届出書」の提出が必要です。届出書は町税務課に備え付けてありますので、該当する場合は提出をお願いします。

- ①住宅やその他の建物の全部または一部を取り壊したとき
- ②売買や相続等により、登記されていない建物の所有者を変更したとき
- ③10平方メートル程度の小規模な増築、改築をしたとき

### ■固定資産税の課税基準日は毎年1月1日です

土地・家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況で課税されます。年の途中で所有者や床面積等を変更しても、その年の1月1日現在の所有者、面積等に課税されます。

### ■土地家屋調査にご協力をお願いします

町税務課では、土地や家屋の調査のために関係者の敷地内に立ち入ることがあります。ご協力をお願いします。

**問 町税務課 固定資産税班 ☎0187(84)4902**

## 福祉保健課

～国民健康保険に加入している方へ～

## 特定健康診査の受診はお済みですか？

特定健康診査(特定健診)とは、生活習慣病等の早期発見や病気の予防を目的とした健康診断のことで、国民健康保険に加入している40歳から74歳の方が対象となります。特定健診は、早朝総合健診や指定された医療機関で受診

できます。健診申込み調べで「医療機関で受ける」を選択した方には受診券を送付していますので、利用期限の12月末日までに受診してください。

自分自身で健康管理を行い、健やかな生活を送るため、定期的に病院に通われている方でも特定健診の受診をお願いします。

**問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907**

## 子宮がん検診無料クーポン券・子宮がん検診統一受診券・乳がん検診無料クーポン券をお持ちの方へ

忘れていませんか？有効期限は12月28日(金)までとなっています。子宮がん検診無料クーポン券・子宮がん検診統一受診券・乳がん検診無料クーポン券をお持ちで、ことしの検診をまだ受けていない方は、早めに受診しましょう。子宮がん検診の実施医療機関については、無料クーポン

券または統一受診券に同封されている書類でご確認ください。乳がん検診を希望される方は、大曲厚生医療センター内にある健診センター(☎0187(65)8111)に電話でお申し込みください。なお、検診日は月・水・木曜日となっています。

**問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900**

## 生涯学習課

## 親力アップ講演会を開催します

子育てや親子のふれあいなど、家庭教育について皆さんで考えてみませんか。保護者の方をはじめ、どなたでも参加できます。一緒に子育てのコツを学びましょう。

**日 時**●12月13日(木) 午後1時30分～午後2時40分  
(開場:午後1時)

**会 場**●美郷中学校 体育館(六郷字作山)

**講 師**●一般社団法人アジア支援機構  
代表理事 池間 哲郎 氏

**演 題**●「懸命に生きる日々 日本人こそ学んでほしい」

**申込方法**●下記へ電話でお申し込みください(美郷中学校の生徒の保護者の方はお申し込み不要です)。

**申込期限**●12月11日(火) **参加料**●無料

**その他**●内履き(スリッパなど)をご持参ください。

**申・問 町教育委員会 生涯学習課 社会教育班 ☎0187(84)4915**

## 建設課

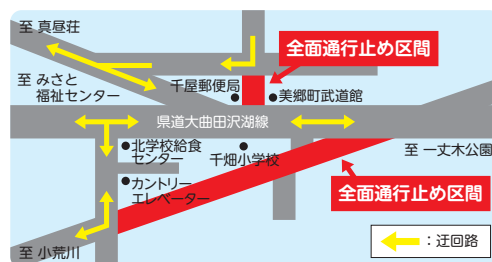
街路樹からの落雪が予想されます

## 松・杉並木通りの通行止めと迂回のお願

松・杉並木の街路樹からの落雪により事故が発生していることから、落雪の恐れがなくなるまでの間、一部を全面通行止めいたします。ご不便をお掛けしますが、通行の際は右図の迂回路をご利用くださるよう、ご協力をお願いします。

**通行止め区間**●町道一丈木・小荒川1号線、町道暁線

**通行止め期間**●平成31年3月下旬まで(予定)



**問 【通行止めに関するお問い合わせ】町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910**  
**【松・杉並木に関するお問い合わせ】町総務課 管財班 ☎0187(84)1111**

## 雪下ろし安全講習会を開催します

雪下ろし中の事故防止を目的に安全講習会を開催します。毎年、雪下ろし中の重傷事故、死亡事故が多発していますので、積極的にご参加ください。

日時 ● 12月13日(木) 午後1時30分～  
 会場 ● 美郷町公民館 2階メディアルーム  
 内容 ● 講話、安全作業実技講習  
 申込方法 ● 下記へ電話でお申し込みください。  
 申込期限 ● 12月12日(水)

申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

農政課

## 農地中間管理事業をご活用ください

農地中間管理事業は、農地の貸し借りをを行う国の事業で、耕作されなくなる農地を、「農地の受け皿」である農地中間管理機構(秋田県農業公社)が借り受け、担い手農家に貸し付けるものです。秋田県では、農家の高齢化や後継者不足が深刻で、地域農業を将来にわたり支えていくことのできる担い手農家へ農地を集積・集約化することが望まれています。

平成26年度の事業開始以来、県内すべての市町村でこの事業が活用されています。これまでの実績は全国でもトップクラスで、約10,000ヘクタールの農地を担い手に集積しています。5年後、10年後も農地を大切に守り、そして未来につないでいくために、ぜひ、農地中間管理事業による農地の貸し借りを活用ください。

### ■固定資産税の軽減措置について

一定期間以上、農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合、固定資産税が2分の1に軽減されます。

貸付期間	軽減期間
10年以上15年未満	3年間
15年以上	5年間

### ■条件不利農地を担う経営体支援事業について

農地中間管理機構を活用して条件不利農地(中山間地域等)を集積し、その農地の保全に取り組む担い手を対象とした秋田県の支援事業です。要件を満たすと、面積に応じて補助金が交付されます。

### ■改正土地改良法に基づく新たな基盤整備事業について

県営基盤整備事業の実施対象地区において、すべての農地が農地中間管理機構に貸し付けられた場合、所有者の負担なしで「農地中間管理機構関連ほ場整備」を実施することができます。

### ■農業経営基盤強化促進法の一部改正について

従来まで相続未登記の農地は、相続人の持分の2分の1以上の同意により5年までの契約が可能とされていましたが、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、相続人の持分の2分の1を超える同意により20年の契約が可能となりました。これにより、相続未登記であっても15年以上の農地中間管理権の設定(遅くとも換地処分までに同意もしくは設定)を行うことで、「農地中間管理機構関連ほ場整備」の実施が可能となりました。

問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908  
 (公社)秋田県農業公社 ☎018(893)6223

教育総務課

## 平成31年度 認定こども園の入園希望者(新規)の皆さまへ 入園手続きの説明会を開催します

認定こども園に平成31年4月からの入園を希望される児童の保護者を対象に、次の日程で入園説明会を開催します。

産休・育休明けで年度途中からの入園を希望される方も、スムーズな入園のためにぜひご参加ください。説明会の参加申し込みは不要です。「平成31年度入園申込み第1次締切」は平成31年1月18日(金)となります。

対象者

- 教育部分(旧幼稚園) 平成31年4月1日現在で3歳以上の児童
- 保育部分(旧保育園) 生後8週間を経過した児童で、保護者が次の事情により保育できないと認められる児童
- ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい ④同居または長期入院などしている親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動(起業準備を含む) ⑦就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む) ⑧虐待等の恐れがあること ⑨育児休業取得時にすでに保育部分を利用している児童で、継続利用が必要であること ⑩その他上記に類する状態



対象地区	会場	日時	駐車場	問い合わせ
仙南	仙南すこやか園 すこやかホール	12月10日(月) 午後1時30分～	美郷総合体育館リリオス駐車場	☎0187(83)2100
千畑	千畑なかよし園 わんぱくホール	12月11日(火) 午後1時30分～	千畑なかよし園駐車場 美郷町役場西側駐車場	☎0187(85)3115
六郷	六郷わくわく園 わくわくホール	12月12日(水) 午後1時30分～	六郷わくわく園駐車場	☎0187(84)0023

問 町教育委員会 教育総務課 幼児総務班 ☎0187(84)4914